

＼ 2026年10月改正！ その待遇差、説明できますか？ ／

同一労働同一賃金 実務対応セミナー

～ 賞与・退職金・各種手当・休暇・福利厚生を総点検！ ～

2026.11.19 木 13:30～15:00



このような待遇差の理由を、従業員に説明できますか？



賞与・退職金は
正社員だけ



家族手当・
住宅手当は
正社員だけ



正社員とパートで
休暇・福利厚生
が異なる



定年再雇用後は
賃金がる



「昔からこの制度だから…」はもう通用しません



2026年10月に「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました。今回の改正では、近年の最高裁判決等を踏まえ、賞与・退職金・各種手当・休暇・福利厚生などの待遇差についての考え方がより具体的に示されています。待遇差があることが直ちに問題になるわけではありません。重要なのは、合理的な理由があり、説明できることです。本セミナーでは、改正内容と注目裁判例を踏まえ、自社の待遇の「どこを確認し、何を見直すべきか」を実務の視点から分かりやすく解説します。今回の改正を機に、自社の待遇を総点検してみませんか。

会 場	社会保険労務士法人 村松事務所 (浜松市浜名区本沢合829)
定 員	会場：10名 WEB：30名(先着順)
参加費	一般企業様：11,000円/人(税込) 顧問先企業様：無料
講 師	特定社会保険労務士 戦略経営MBA 村松 貴通

セミナー内容

- 10月改正のガイドラインの概要
- 最新裁判例から見る「不合理な待遇差」
- 給与・賞与・福利厚生の待遇差の重要ポイント
- 定年再雇用者の待遇差と注意点
- 従業員への説明と就業規則の見直し

お申込みをお待ちしております

FAX

053-586-5579

☐ 会場開催に参加

☐ WEB開催に参加

事業所名		業 種	
所 在 地	〒		
役職(所属)	氏 名	電 話	
		E-mail アドレス	
		E-mail アドレス	

※お申込にかかるお客様の個人情報については本件以外では使用しません。



社会保険労務士法人 村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜名区本沢合829
TEL: 053-586-5318 FAX: 053-586-5579

村松 社労士



HPからの申込はこちら➡

